福岡県公報
令和八年四月十四日
第六百八十六号
増刊①

目次

再掲

○福岡県税条例等の一部を改正する条例（税務課）……一
○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……六
○福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則（税務課）……二二

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事　服部　誠太郎

福岡県条例第三十一号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

（福岡県税条例の一部改正）

第一条　福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の十四」を「第五十七条の四」に改める。

第四条第一項中「自動車税（環境性能割及び証紙徴収の方法又は第五十七条の十に掲げる方法により徴収する種別割に限る。）」を「証紙徴収の方法又は第五十六条に掲げる方法により徴収する自動車税」に改め、同条第五項中「自動車税（環境性能割及び証紙徴収の方法又は第五十七条の十に掲げる方法により徴収する種別割に限る。）」を「証紙徴収の方法又は第五十六条に掲げる方法により徴収する自動車税」に改める。

第九条第一項中「、自動車税の環境性能割」を削る。

第二十条の二十四の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第四十八条第一項を次のように改める。

　自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第四十八条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十九条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第五十条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第三号中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十一条から第五十七条の四までを削る。

第五十七条の五の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条を第五十一条とする。

第五十七条の六（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十七条の七（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十七条の八の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十七条の九の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（次項、次条及び第五十七条において「新規登録」という。）」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第五十七条の六」を「第五十二条」に改め、同条第三項中「種別割を」を「自動車税を」に、「第五十七

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

の十一第一項又は第二項」を「第五十七条第一項から第三項まで」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第四項中「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第五項中「第五十七条の十一第一項又は第二項」を「第五十七条第一項から第三項まで」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第六項中「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割の」を「自動車税の」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十七条の十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第百五十一号）」を、「福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」の下に「（平成十六年福岡県条例第十二号）」を、「次条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十七条の十一の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項を次のように改める。

自動車税の納税義務者は、自動車（商品であつて使用しないものを除く。）を取得したときは次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める時又は日までに、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

一　新規登録を受ける自動車　当該新規登録の時

二　道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号及び第三項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車　当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

三　前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車　当該変更記録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

四　前三号に掲げる自動車以外の自動車　当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

第五十七条の十一第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項第七号中「第一項各号」を「第一項に掲げる自動車を取得した日又は第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　自動車税の納税義務者は、次の各号に該当するときはその該当する事実が発生した日の翌日から起算して七日を経過する日までに、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

一　自動車が第五十条の規定の適用を受けることとなつたとき又は受けなくなつたとき。

二　自動車を運行の用に供することをやめたとき。

三　自動車を滅失し、解体し（整備又は改造のため解体した場合を除く。）、又は自動車としての用途を廃止したとき。

四　第四十八条第二項の規定により自動車税を課される自動車の使用者となつたとき又は使用者でなくなつたとき。

五　自動車の定置場が県内に所在することとなつたとき又は所在しないこととなつたとき。

第五十七条の十二を第五十七条の二とする。

第五十七条の十三（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十七条の三とする。

第五十七条の十四（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十七条の四とする。

第百九条第一項中「付則第九条の二の七の二第五項」を「付則第九条の二の八第五項」に改める。

付則第三条の二第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

付則第五条の三の前の見出し及び同条を削る。

付則第五条の三の二に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が」

に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」を加え、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条を付則第五条の三とする。

付則第六条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「付則第五条の三、付則第五条の三の二第一項」を「付則第五条の三第一項」に改める。

付則第七条第二項中「掲げる金額」の下に「と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

付則第八条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第十三項及び第十六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

17　診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者又は管理者が同法第三十条の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域のうち施行令で定める区域において診療所の用に供する不動産で施行令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

付則第九条の二の八を削り、付則第九条の二の七の二を付則第九条の二の八とし、付則第九条の二の九から第九条の二の十二までを削る。

付則第九条の三の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「次項第二号及び次条第二項」を「次項第二号及び同条第二項」に、「。次条第二項」を「。第一号及び次条第二項」に、「。同条」を「。同条第一項」に、「以下この条及び次条」を「第三項及び同条第一項」に、「第五十七条の五第一項第四号イ(1)」を「第五十一条第一項第四号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

一　ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二　軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

付則第九条の三第二項中「第五十七条の五第一項」を「第五十一条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第五十二条第一項第一号イ(1)アに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第百四十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　充電機能付電力併用自動車

付則第九条の三第二項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改め

る。

３　次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及びキャンピング車に対する第五十一条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車又はキャンピング車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にロータリー数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読替え後の同条第一項の規定を適用するものとする。

一　ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

二　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三　軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

付則第九条の三の二第一項中「第四十八条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第五十七条の五第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

付則第九条の四を削る。

付則第十条の二第三項中「付則第五条の三、付則第五条の三の二第一項」を「付則第五条の三の二第一項」に、「と、付則第五条の三の二第一項」を「と、付則第五条の三第一項」に改める。

付則第十条の三第三項第二号中「、付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項」を「及び付則第五条の三第一項」に、「、付則第五条の三の二第一項」を「、付則第五条の三第一項」に改め、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

付則第十一条第三項中「付則第五条の三、付則第五条の三の二第一項」を「付則第五条の三第一項」に、「と、付則第五条の三の二第一項」を「と、付則第五条の三第一項」に改める。

付則第十一条の二第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

付則第十二条第四項中「付則第五条の三、付則第五条の三の二第一項」を「付則第五条の三第一項」に、「と、付則第五条の三の二第一項」を「と、付則第五条の三第一項」に改める。

付則第十二条の三第二項第二号中「、付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項」を「及び付則第五条の三第一項」に、「、付則第五条の三の二第一項」を「、付則第五条の三第一項」に改める。

付則第二十五条中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

付則第二十八条の二第三項及び第四項中「、法附則第五条の四」を削る。

付則第三十一条第一項中「損壊した家屋（以下この項及び次項」を「損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項」に、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間」に改め、同条第二項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋」に改め、「土地（」の下に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「所在していた農用地」の下に「（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）」を加え、同項を同条第五項とする。

付則第三十二条第一項中「及び付則第五条の三の二」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表付則第五条の三の項を削り、同表付則第五条の三の二第一項の項中「付則第五条の三の二第一項」を「第一項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成二十三年法律第二十九号）」を加え、同表付則第五条の三の二第一項第一号の項中「付則第五条の三の二第一項第一号」を「第一項第一号」に改め、同表付則第五条の三の二第一項第二号の項中「付則第五条の三の二第一項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第二項中「及び第五条の三の二」を削る。

付則第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

付則第三十五条中「付則第五条の三の二第三項」を「付則第五条の三第三項」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の種別割の徴収の臨時特例に関する福岡県税条例の一部改正）

第二条　アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の種別割の徴収の臨時特例に関する福岡県税条例（昭和二十七年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「の種別割」を削る。

第二条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「の種別割」を削り、「種別割は」を「自動車税は」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「種別割を」を「自動車税を」に、「第五十七条の十一第一項又は第二項」を「第五十七条第一項から第三項まで」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第五項中「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割の」を「自動車税の」に改める。

第一号様式中「（種　別　割）」、「（種別割）」及び「（Categoly Base）」を削る。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の種別割の税率の臨時特例に関する福岡県税条例の一部改正）

第三条　アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の種別割の税率の臨時特例に関する福岡県税条例（昭和二十七年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「の種別割」を削る。

第二条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項、次条及び第五条第二項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新条例付則第三十一条第一項に規定する代替家屋の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋（」とする。

3　新条例付則第三十一条第二項に規定する土地の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「土地（」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条　施行日前に福岡県税条例第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第四十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条　新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2　施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の福岡県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第五十七条の三第一項又は第五十七条の四第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割の徴収金に係る旧条例第五十七条の三第六項若しくは第五十七条の四第二項の規定による還付又は旧条例第五十七条の三第七項（旧条例第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。

4　令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項の規定により準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事　服部　誠太郎

福岡県規則第三十二号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十六条中「、第百六十九条第三項」を削り、「第百七十条第二項、第百七十七条の十八第三項」を「第百六十五条第三項」に改める。

第三十条第一項第四号中「、条例第五十七条の三第六項若しくは第五十七条の四第二項の規定による自動車税の環境性能割に係る還付金」を削る。

第七十一条の二から第七十一条の五までを削る。

第七十二条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第五十七条の十一」を「第五十七条」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第七十二号の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第七十二条の三中「第五十七条の十二」を「第五十七条の二」に改める。

第七十三条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第五十七条

の十四」を「第五十七条の四」に改める。

様式目次中

「

百十一	自動車税（種別割）課税免除申請書	五十条	七十一条

」を

「

百十一	自動車税課税免除申請書	五十条	七十一条

」に、

「

百十一の三	自動車税（種別割）の課税免除決定通知書	五十条	七十一条
百十二	自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）（その一、その二、その三、その四）（新規用）	五十六条 五十七条の十一	七十一条の二 七十二条
百十三	自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）（その一、その二、その三、その四）（移転変更及び抹消・転出用）	五十六条 五十七条の十一	七十一条の二 七十二条

」を

「

百十一の三	自動車税の課税免除決定通知書	五十条	七十一条
百十二	自動車税申告書（報告書）（その一、その二、その三、その四）（新規用）	五十七条	七十二条
百十三	自動車税申告書（報告書）（その一、その二、その三、その四）（移転変更及び抹消・転出用）	五十七条	七十二条

」に、

「

百十三の三	自動車税（種別割）第二次納税義務免除申告書		七十二条の二
百十三の四	自動車税（種別割）第二次納税義務免除承認（不承認）通知書		七十二条の二
百十三の五	所有権留保付自動車の買主の住所等に係る報告の請求書（その一、その二、その三）	五十七条の十二	七十二条の三
百十三の六	所有権留保付自動車の買主の住所等報告書（その一、その二、その三）	五十七条の十二	七十二条の三
百十四	自動車税（種別割）納税証明書（その一、その二）	五十七条の十四	七十三条

」を

「

百十三の三	自動車税第二次納税義務免除申告書		七十二条の二
百十三の四	自動車税第二次納税義務免除承認（不承認）通知書		七十二条の二
百十三の五	所有権留保付自動車の買主の住所等に係る報告の請求書（その一、その二、その三）	五十七条の二	七十二条の三
百十三の六	所有権留保付自動車の買主の住所等報告書（その一、その二、その三）	五十七条の二	七十二条の三
百十四	自動車税納税証明書（その一、その二）	五十七条の四	七十三条

」に改め、

「

百二十一の六	（削除）		
百二十一の七	自動車税 軽自動車税（環境性能割）修正申告書（その一、その二、その三、その四）	五十六条	七十一条の二
百二十一の八	自動車税 軽自動車税（環境性能割）の納税義務免除申告書 還付申請書（譲渡担保関係）	五十七条の三	七十一条の三
百二十一の九	自動車税 軽自動車税（環境性能割）徴収猶予許可（不許可、取消）通知書	五十七条の三	七十一条の三
百二十一の十	自動車税 軽自動車税（環境性能割）納税義務免除通知書	五十七条の三	七十一条の三
百二十一の十一	自動車税 軽自動車税（環境性能割）の納税義務免除申告書 還付申請書	五十七条の四	七十一条の四

」を削る。

第三号様式その三の二中「（種別割）」を削る。

第三号様式その三の三及びその三の四中「種別割」を削る。

第三号様式その三の五中「（種別割）」を削り、「福岡県指定金融機関、福岡県収納

代理金融機関、九州内の郵便局（沖縄県を除く）、福岡県の各県税事務所」を「別添納付書記載のとおり」に改める。

第三号様式その三の八中「（種別割）」を削る。

第三号様式その七を次のように改める。

第３号様式その７　削除

第三号の二様式その八中「種別割」を削る。

第十七号の三様式その二中「（種別割）」を削る。

第二十二号様式その二の一中

「

自　動　車　税
軽自動車税（環境性能割）減 免 申 請 書
（身体障がい者等に対する減免）

下記のとおり自動車税・軽自動車税（環境性能割）を減額・免除されるよう申請します。

区　分	年　度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録（車両）番号
環境性能割					福　岡　久留米 北九州　筑　豊
種　別　割					

」を

「

自 動 車 税 減 免 申 請 書
（身体障がい者等に対する減免）

下記のとおり自動車税を減額・免除されるよう申請します。

年　度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録（車両）番号
				福　岡　久留米 北九州　筑　豊

」に改める。

第二十二号様式その二の二中

「

自　動　車　税
軽自動車税（環境性能割）減 免 申 請 書
（身体障がい者等に対する減免）

下記のとおり自動車税・軽自動車税（環境性能割）を減額・免除されるよう申請します。

区　分	年　度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録（車両）番号
環境性能割					福　岡　久留米 北九州　筑　豊
種　別　割					

」を

「

自 動 車 税 減 免 申 請 書
（身体障がい者等に対する減免）

下記のとおり自動車税を減額・免除されるよう申請します。

年　度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録（車両）番号
				福　岡　久留米 北九州　筑　豊

」に改める。

第二十二号様式その三の一及びその三の二中「（種 別 割）」及び「（種別割）」を削る。

第二十二号様式その四の一及びその四の二を次のように改める。

第２２号様式その４の１（第15条関係）

受付印	決裁	係員	係長	課長	副所長	所長
	年　月　日					

お願い
自動車税の減免申請では、身体障害者手帳等の提示をお願いする場合があります。
詳しくは裏面をお読みください。

年　月　日 福岡県知事殿	申請者 （納税義務者）	住所	
		氏名	（電話　—　—　）
		個人番号又は法人番号（右詰で記載）	

※印の欄は、記載しないでください。

自動車税減免申請書

（身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免）
下記のとおり自動車税を減額・免除されるよう申請します。

年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録番号
				福岡 北九州 久留米 筑豊

登録年月日		種別		用途		車体の形状	
型式		車台番号		使用の本拠の位置			

特別の仕様又は構造変更を施した箇所	
自動車の使用目的	

※ 通知書発送 年　月　日 番　号	年　月　日 第　号	※ 処理事績	税　第　号	申告書又は課税状況一覧表
			(3)、(4)、(5)	印 年　月　日

（記載については、裏面をお読みください）

（裏）

1　記載について

(1)　この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長に提出してください。
　ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所長に提出してください。

(2)　「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。

(3)　「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2　添付書類について

自動車検査証の写し

3　身体障害者手帳等の提示について

自動車税の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※　「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

第２２号様式その４の２（第15条関係）

受付印

決裁	係員	係長	課長	副所長	所長
年　月　日					

お願い
自動車税の減免申請では、身体障害者手帳等の提示をお願いする場合があります。
詳しくは裏面をお読みください。

年　月　日 福岡県知事殿	申請者 （納税義務者）	住所	
		氏名	（電話　—　—　）

※印の欄は、記載しないでください。

自動車税減免申請書

（身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免）

下記のとおり自動車税を減額・免除されるよう申請します。

年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録番号
				福岡 北九州 久留米 筑豊

登録年月日		種別		用途		車体の形状	
型式		車台番号		使用の本拠の位置			

特別の仕様又は構造変更を施した箇所	
自動車の使用目的	

※ 通知書発送 年　月　日 番　号	年　月　日 第　号	※ 処理事績	税　第　号	申告書又は課税状況一覧表
			(3)、(4)、(5)	印 年　月　日

（記載については、裏面をお読みください）

（裏）

1　記載について

(1)　この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長に提出してください。
　ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所長に提出してください。
(2)　「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
(3)　「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2　添付書類について

自動車検査証の写し

3　身体障害者手帳等の提示について

自動車税の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。
※　「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

第二十三号様式その二中「（種別割）」を削る。

第二十三号様式その三中「自　動　車　税
軽自動車税（環境性能割）」を「自動車税」に改め、「又は軽自動車税（環境性能割）」を削り、

「

納税通知書番号又は照合番号	年度	種別割			環境性能割
		減免前の税額	減免される税額	減免後の税額	減免される額
		円	円	円	円

」を

「

納税通知書番号又は照合番号	年度	減免前の税額	減免される税額	減免後の税額	減免される額
		円	円	円	円

」に改める。

第二十三号様式その四中「（種別割）」及び「（種別割）」を削る。

第二十三号様式その五中「自　動　車　税
軽自動車税（環境性能割）」を「自動車税」に改め、「又は軽自動車税（環境性能割）」を削り、

「

納税通知書番号	年度	種別割			環境性能割
		減免前の税額	減免される税額	減免後の税額	減免される額
		円	円	円	円

」を

「

納税通知書番号	年度	減免前の税額	減免される税額	減免後の税額	減免される額
		円	円	円	円

」に改める。

第二十五号様式その三を次のように改める。

第25号様式その３　削除

第二十七号様式その五を次のように改める。

第27号様式その５　削除

第三十四号様式その一中「種別割」を削り、「第177条の19」を「第166条」に改める。

第三十四号様式その五中「、第173条(自動車税(環境性能割))」を削り、「第177条の19」を「第166条」に改め、「（種別割）」を削る。

第三十八号様式その三、第六十二号の三様式その三、第六十二号の四様式その一、第百十一号様式及び第百十一号の三様式中「（種別割）」を削る。

第百十二号様式及び第百十三号様式を次のように改める。

第１１２号様式その１（第72条関係）

新　規　用

自動車税申告書（報告書）

知事殿

次のとおり申告（報告）します。　年　月　日

申告区分：1.新規登録（新車）　2.新規登録（中古車）　8.その他（　　）

取得原因：1.売買　2.相続　3.贈与　4.所有権留保解除　5.その他（　　）

課税区分：1.課税　2.非課税　3.課税免除　4.減免（障がい者・その他）　7.その他（　　）

（車両番号）登録番号：運輸支局等　車種区分（右詰で記入）　かな　番号（右詰で記入）

旧（旧車両番号）登録番号：運輸支局等　車種区分　かな　番号

登録（取得・変更・廃車等）年月日：年号　3.昭和　4.平成　5.令和　年　月　日

初度登録年月（初度検査年月）：年号　3.昭和　4.平成　5.令和　年　月

納税（申告・報告）義務者

- 住所又は所在地：〒□□□-□□□□（都道府県、市町村名、番地までを記入）（ビル・アパート・マンション及び棟室番号を左詰で記入）
- （ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名又は名称
- 生年月日：年号　1.明治　2.大正　3.昭和　4.平成　5.令和　年　月　日
- 電話番号（左詰で記入）

所有者

- 住所又は所在地
- （ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名又は名称

使用者

- 住所又は所在地
- （ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名又は名称

用途：01.乗用車　02.トラック（貨物）　03.トラック（貨客兼用車）　04.トラック（けん引車）　05.トラック（被けん引車）　06.バス（一般乗合用）　07.バス（その他（　　））　08.三輪小型　09.特種用途自動車（　　）　10.その他（　　）　11.バス（一般貸切用）

種別：1.普通　2.小型　3.三輪

営・自区分：1.営業用　2.自家用

車体の形状

車名（通称名）

型式

乗車定員：人（　人）

最大積載量：kg（　kg）

車両重量：kg

車両総重量：kg

車台番号（下７桁で可）

類別区分番号

原動機の型式

長さ：cm

幅：cm

高さ：cm

総排気量又は定格出力：1 kw

ローター数

燃料の種類：1. ガソリン　2. 軽油　3. その他（　　）

車検有効期限：年　月　日

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入（　　）

所有形態：1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車　4. リース車　5. 譲渡担保　6. その他（　　）

申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者

- 住所又は所在地
- 氏名又は名称
- 電話番号（　　）

※下の欄には記入しないでください（職員記入）。

減免額・減免後の額

年税額：□,□□□,□００円

税額 □□ 月／12：□,□□□,□００円

グリーン化特例：記載要領１１を参照

（領収印）

納税済証

（継続検査及び構造等変更検査用の納税証明として使用する場合の有効期限は、翌年度の自動車税種別割納期限の前日です。（領収印のないものは無効））

（※）この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

文字はかい書で、ていねいに記入してください。

（備考）

1　自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者（買主）が納税義務者となります。

2　法第１４８条該当以外による非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

第１１２号様式その２（第72条関係）

新　規　用

自動車税申告書（報告書）

知事殿

次のとおり申告（報告）します。　年　月　日

申告区分	1. 新規登録（新車）　2. 新規登録（中古車）　8. その他（　　）	取得原因	1. 売買　2. 相続　3. 贈与　4. 所有権留保解除　5. その他（　　）	課税区分	1. 課税　2. 非課税　3. 課税免除　4. 減免（障がい者・その他）　7. その他（　　）

登録番号（車両番号）	運輸支局等	車種区分（右詰で記入）	かな	番号（右詰で記入）

旧登録番号（旧車両番号）	運輸支局等	車種区分	かな	番号

登録（取得・変更・廃車等）年月日：年号　3. 昭和　4. 平成　5. 令和　年　月　日

初度登録年月（初度検査年月）：年号　3. 昭和　4. 平成　5. 令和　年　月

納税（申告・報告）義務者	
住所又は所在地	〒　-　（都道府県、市町村名、番地までを記入） （ビル・アパート・マンション及び棟室番号を左詰で記入）
(フリガナ) 氏名又は名称	
生年月日	年号　1. 明治　2. 大正　3. 昭和　4. 平成　5. 令和　年　月　日
電話番号	（左詰で記入）
所有者　住所又は所在地	
所有者　(フリガナ) 氏名又は名称	
使用者　住所又は所在地	
使用者　(フリガナ) 氏名又は名称	
旧所有者　住所又は所在地	旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。
旧所有者　氏名又は名称	
旧使用者　住所又は所在地	旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。
旧使用者　氏名又は名称	

用途：01. 乗用車　02. トラック（貨物）　03. トラック（貨客兼用車）　04. トラック（けん引車）　05. トラック（被けん引車）　06. バス（一般乗合用）　07. バス（その他（　　））　08. 三輪小型　09. 特種用途自動車（　　）　10. その他（　　）　11. バス（一般貸切用）

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
1. 普通　2. 小型　3. 三輪	1. 営業用　2. 自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号（下７桁で可）	類別区分番号
人（　人）	kg（　kg）	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ロータ一数	燃料の種類
	cm	cm	cm	l　kw		1. ガソリン　2. 軽油　3. その他（　　）

車検有効期限：年　月　日

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入　（　　）

所有形態：1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車　4. リース車　5. 譲渡担保　6. その他（　　）

申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者	
住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	（　　）

自動車税		
年税額		,　,　００円
税額　月／12		,　,　００円
グリーン化特例	記載要領１１を参照	

減免額・減免後の額		

減額理由

年月日	
1. 抹消	減額
2. 賦課取消	差引税額
3. 誤賦課	整理番号
4. 50条該当	処理年月日
5. 15条該当	摘要
6. 県別換出	
7. その他	

※この欄には記入しないこと

区分	税額
正当額	円
増減額	円

第１１２号様式その３（第72条関係）

自動車税連絡票

登録番号（車両番号）	運輸支局等 □□□□ － 車種区分 □□□（右詰で記入） － かな □ － 番号 □□□□（右詰で記入）

申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	（　　　）

減免額・減免後の額		

税額	□□，□□□，□００円

第１１２号様式その４（第72条関係）

新　規　用

自動車税申告書（報告書）

知事殿

次のとおり申告（報告）します。　年　月　日

申告区分	1. 新規登録（新車）　2. 新規登録（中古車） 8. その他（　　　）	□
取得原因	1. 売買　2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他（　　　）	□
課税区分	1. 課税　2. 非課税　3. 課税免除 4. 減免（障がい者・その他） 7. その他（　　　）	□

登録番号（車両番号）	運輸支局等　車種区分（右詰で記入）　かな　番号（右詰で記入）
旧登録番号（旧車両番号）	運輸支局等　車種区分　かな　番号
登録（取得・変更・廃車等）年月日	年号　3. 昭和　4. 平成　5. 令和　年　月　日
初度登録年月（初度検査年月）	年号　3. 昭和　4. 平成　5. 令和　年　月

納税（申告・報告）義務者		
	住所又は所在地	〒□□□－□□□□（都道府県、市町村名、番地までを記入） （ビル・アパート・マンション及び棟室番号を左詰で記入）
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	
	生年月日	年号　1. 明治　2. 大正　3. 昭和　4. 平成　5. 令和　年　月　日
	電話番号	（左詰で記入）
所有者	住所又は所在地	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	
使用者	住所又は所在地	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	
旧所有者	住所又は所在地	旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。
	氏名又は名称	
旧使用者	住所又は所在地	旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。
	氏名又は名称	

※この欄には記入しないこと

用途	01. 乗用車　02. トラック（貨物）　03. トラック（貨客兼用車）　04. トラック（けん引車）　05. トラック（被けん引車） 06. バス（一般乗合用）　07. バス（その他（　　））　08. 三輪小型　09. 特種用途自動車（　　）　10. その他（　　）　11. バス（一般貸切用）

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
1. 普通　2. 小型 3. 三輪	1. 営業用 2. 自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号（下７桁で可）	類別区分番号
人（　　人）	kg（　　kg）	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ロータ一数	燃料の種類
	cm	cm	cm	1 kw		1. ガソリン　2. 軽油 3. その他（　　）

車検有効期限
年　月　日

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

（　　　）

所有形態
1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車　4. リース車 5. 譲渡担保　6. その他（　　　）

申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者	
住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	（　　　）

自動車税		
	年税額	□,□□□,□００円
	税額　□□月／12	□,□□□,□００円
	グリーン化特例	記載要領１１を参照

減免額・減免後の額		
申告書・所有形態		
状態		
税率コード・税額		
取得年月日		
申告年月日		
住所コード		

第１１３号様式その１（第72条関係）

移転変更用及び抹消・転出用

申告区分	4.転入　5.転出　3.移転登録　6.抹消登録　7.変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途）　8.その他（　　）	取得原因	1.売買　2.相続　3.贈与　4.所有権留保解除　5.その他（　　）	課税区分	1.課税　2.非課税　3.課税免除　4.減免（障がい者・その他）　7.その他（　　）

自動車税申告書（報告書）

知事殿

次のとおり申告（報告）します。　年　月　日

（車両番号）登録番号	運輸支局等	車種区分（右詰で記入）	かな	番号（右詰で記入）

旧登録番号（旧車両番号）	運輸支局等	車種区分	かな	番号

登録（取得・変更・廃車等）年月日	初度登録年月（初度検査年月）
年号 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日	年号 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月

納税（申告・報告）義務者		
	住所又は所在地	〒　-　（都道府県、市町村名、番地までを記入） （ビル・アパート・マンション及び棟室番号を左詰で記入）
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名又は名称	
	生年月日	年号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日
	電話番号	（左詰で記入）
所有者	住所又は所在地	
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名又は名称	
使用者	住所又は所在地	
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名又は名称	

用途：01.乗用車　02.トラック（貨物）　03.トラック（貨客兼用車）　04.トラック（けん引車）　05.トラック（被けん引車）　06.バス（一般乗合用）　07.バス（その他（　　））　08.三輪小型　09.特種用途自動車（　　）　10.その他（　　）　11.バス（一般貸切用）

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
1.普通　2.小型　3.三輪	1.営業用　2.自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号（下７桁で可）	類別区分番号
人（　人）	kg（　kg）	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ロータ一数	燃料の種類
	cm	cm	cm	1　kw		1. ガソリン　2. 軽油　3. その他(　　)

車検有効期限
年　月　日

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

（　　　　）

所有形態
1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車　4. リース車　5. 譲渡担保　6. その他(　　)

申告・報告義務者以外に関わる該当者	
住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	（　　　）

※下の欄には記入しないでください（職員記入）。

減免額・減免後の額		

年税額	,　,　００　円
税額　　月／12	,　,　００　円
グリーン化特例	記載要領１１を参照

（領収印）

（※）この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

文字はかい書で、ていねいに記入してください。

（備考）

1　自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者（買主）が納税義務者となります。

2　法第１４８条該当以外による非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

第１１３号様式その２（第72条関係）

移転変更用及び抹消・転出用

自動車税申告書（報告書）

知事殿

次のとおり申告（報告）します。　年　月　日

申告区分	3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途） 8. その他（　）
取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他（　）
課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免（障がい者・その他） 7. その他（　）

登録番号（車両番号）	運輸支局等　車種区分（右詰で記入）　かな　番号（右詰で記入）
旧登録番号（旧車両番号）	運輸支局等　車種区分　かな　番号
登録（取得・変更・廃車等）年月日	年号 3. 昭和 4. 平成 5. 令和　年　月　日
初度登録年月（初度検査年月）	年号 3. 昭和 4. 平成 5. 令和　年　月

納税（申告・報告）義務者	
住所又は所在地	〒　－　（都道府県、市町村名、番地までを記入） （ビル・アパート・マンション及び棟室番号を左詰で記入）
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	
生年月日	年号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和　年　月　日
電話番号	（左詰で記入）

所有者	
住所又は所在地	
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	

使用者	
住所又は所在地	
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	

旧所有者	
住所又は所在地	旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。
氏名又は名称	

旧使用者	
住所又は所在地	旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。
氏名又は名称	

用途：01. 乗用車 02. トラック（貨物） 03. トラック（貨客兼用車） 04. トラック（けん引車） 05. トラック（被けん引車） 06. バス（一般乗合用） 07. バス（その他（　）） 08. 三輪小型 09. 特種用途自動車（　） 10. その他（　） 11. バス（一般貸切用）

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
1. 普通 2. 小型 3. 三輪	1. 営業用 2. 自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号（下７桁で可）	類別区分番号
人（　人）	kg（　kg）	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
	cm	cm	cm	1 kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他（　）

車検有効期限
年　月　日

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

（　）

所有形態
1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他（　）

申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者	
住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	（　）

減免額・減免後の額		

減額理由

自動車税		
年税額		，，００円
税額　月／12		，，００円
グリーン化特例	記載要領１１を参照	

※この欄には記入しないこと

区分	税額
正当額	円
増減額	円

年月日	
1. 抹消	減額
2. 賦課取消	差引税額
3. 誤賦課	
4. 50条該当	整理番号
5. 15条該当	処理年月日
6. 県別換出	
7. その他	摘要

第１１３号様式その３（第72条関係）

自動車税連絡票

登録番号（車両番号）	運輸支局等 □□□□ － 車種区分 □□□（右詰で記入） － かな □ － 番号 □□□□（右詰で記入）

申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	（　　　）

減免額・減免後の額		

税額	□□,□□□,□00円

第１１３号様式その４（第72条関係）

移転変更用及び抹消・転出用

自動車税申告書（報告書）

知事殿

次のとおり申告（報告）します。　年　月　日

申告区分	4.転入　5.転出　3.移転登録　6.抹消登録　7.変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途）　8.その他（　）	取得原因	1.売買　2.相続　3.贈与　4.所有権留保解除　5.その他（　）	課税区分	1.課税　2.非課税　3.課税免除　4.減免（障がい者・その他）　7.その他（　）

登録番号（車両番号）	運輸支局等　車種区分（右詰で記入）　かな　番号（右詰で記入）
旧登録番号（旧車両番号）	運輸支局等　車種区分　かな　番号
登録（取得・変更・廃車等）年月日	年号　3.昭和　4.平成　5.令和　年　月　日
初度登録年月（初度検査年月）	年号　3.昭和　4.平成　5.令和　年　月

納税（申告・報告）義務者	
住所又は所在地	〒□□□-□□□□（都道府県、市町村名、番地までを記入） （ビル・アパート・マンション及び棟室番号を左詰で記入）
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	
生年月日	年号　1.明治　2.大正　3.昭和　4.平成　5.令和　年　月　日
電話番号	（左詰で記入）

所有者	
住所又は所在地	
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	

使用者	
住所又は所在地	
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称	

旧所有者	
住所又は所在地	旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。
氏名又は名称	

旧使用者	
住所又は所在地	旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。
氏名又は名称	

用途　01.乗用車　02.トラック（貨物）　03.トラック（貨客兼用車）　04.トラック（けん引車）　05.トラック（被けん引車）　06.バス（一般乗合用）　07.バス（その他（　））　08.三輪小型　09.特種用途自動車（　）　10.その他（　）　11.バス（一般貸切用）

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
1.普通　2.小型　3.三輪	1.営業用　2.自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号（下７桁で可）	類別区分番号
人（　人）	kg（　kg）	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
	cm	cm	cm	1 kw		1. ガソリン　2. 軽油　3. その他（　）

車検有効期限
年　月　日

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

（　）

所有形態
1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車　4. リース車　5. 譲渡担保　6. その他（　）

申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者	
住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	（　）

自動車税		
年税額		□,□□□,□００円
税額 □□ 月／12		□,□□□,□００円
グリーン化特例	記載要領１１を参照	

※この欄には記入しないこと

減免額・減免後の額		
申告書・所有形態		
状態		
税率コード・税額		
取得年月日		
申告年月日		
住所コード		

第百十三号の三様式及び第百十三号の四様式中「（種別割）」を削る。

第百十三号の五様式その一中「（種別割）」を削り、「第57条の12」を「第57条の２」に改める。

第百十三号の五様式その二及びその三並びに第百十三号の六様式中「第57条の12」を「第57条の２」に改める。

第百十四号様式その一及びその二中「（種別割）」を削る。

第百二十一号の六様式から第百二十一号の十一様式までを削る。

第百三十四号様式附表中「32.1円」を「150円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項の規定により準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事　服部　誠太郎

福岡県規則第三十三号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年福岡県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十七条第三項及び第五十七条の九第六項並びに」を「第五十五条第六項及び」に改め、「の種別割」を削る。

第二条中「第五十七条第一項若しくは第五十七条の九第二項、」を「第五十五条第二項又は」に改め、「又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百六十一条」及び「（当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。以下同じ。）」を削る。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。